

社会福祉法人練馬区社会福祉協議会 経営計画

令和 2 年度～令和 6 年度

社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会 経営計画
(令和2年度から令和6年度)

目次

1	目指す将来像	・・・2ページ・・・
2	経営計画の基本的考え方	・・・3ページ・・・
3	計画期間	・・・7ページ・・・
4	経営方針	・・・8ページ・・・
	(1) 事業分野	
	(2) 財務分野	
	(3) 組織等分野	
5	重点的取組	・・・10ページ・・・
	(1) 取組内容	・・・11ページ・・・
	(2) 指標	・・・26ページ・・・
6	団体の基本情報	・・・27ページ・・・

1 目指す将来像

練馬区社会福祉協議会（以下、「練馬区社協」という。）は、

『練馬区との連携のもと、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、地域住民との協働により分野を超えて地域の生活課題の解決に取り組み、地域福祉を推進する団体』

を目指します。

練馬区社会福祉協議会とは

- 練馬区社協は、地域福祉の推進を図ることを目的に、社会福祉法に基づき昭和27年に設立された社会福祉法人です。
- 練馬区社協は「ひとりの不幸も見逃さない～つながりのある地域をつくる～」を基本理念に掲げ、練馬区と連携し、地域住民、町会・自治会、民生・児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉施設、専門機関などの参加、協力のもと、住み慣れた地域で安心して生活することができる「福祉のまちづくり」の実現を目指し、様々な活動を行っています。
- 練馬区社協は、「区から継続的な人的支援または財政支出を受け、その事業内容が行政の補完・代替関係にあり、区と密接な関係を有する法人」（平成29年12月 練馬区外郭団体見直し方針）であり、練馬区の外郭団体の一つです。

2 経営計画の基本的考え方

(1) 経営計画の意義

経営計画は目指す将来像の実現に向けて、事業分野、財務分野、組織等分野ごとに、向こう5年間の練馬区社協の経営方針と重点的取組の方向性を示す計画です。

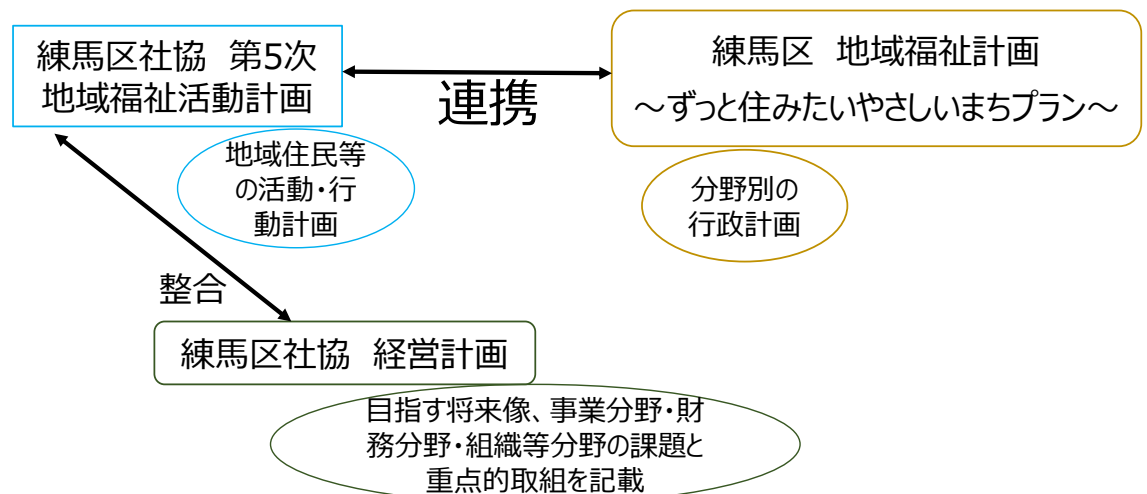
(2) 経営計画と地域福祉活動計画等との関係

練馬区社協では、住民主体の地域福祉活動を推進するため、平成7年度から地域福祉活動計画の策定に取り組んできました。令和2年3月には、令和2年度を初年度とする第5次地域福祉活動計画を策定しました(P5図1・P6図2)。この計画は練馬区の行政計画である「地域福祉計画～ずっと住みたいやさしいまちプラン～」と整合しており、練馬区社協は、この両計画に基づき、練馬区と連携して福祉のまちづくりを推進していきます。

経営計画の策定に当たっては、課題認識や重点的取組の方向性等の基本的考え方について、第5次地域福祉活動計画と整合を図ることとします。

「経営計画」「第5次地域福祉活動計画」「地域福祉計画」の関係図

☆福祉のまちづくりの推進☆



(3) 地域福祉の課題と取組の体系

少子高齢化の進行、高齢世帯や一人暮らし世帯の増加、住民同士のつながりの希薄化など社会状況が大きく変化する中で、地域に暮らす人の生活課題は多様化、複雑化しており、社会的孤立、社会的排除に起因する様々な社会問題も深刻化しています。

社会的孤立や排除を生まない地域をつくるためには、地域福祉コーディネーターが関わり、様々な分野の関係機関、地域活動団体、社会福祉法人等がネットワークを組むことにより、地域を網の目のように包み、地域課題の共有や解決に向けて取り組んでいくことが必要です。

また、多様化、複雑化する生活課題と向き合い、一人ひとりが地域で安心して暮らせるよう、多様性や個別性を受け止め個々の地域生活を支援していくことも必要です。

そこで、地域に暮らす一人ひとりの気づきや、支える支えられる関係ではなくお互いの育ちあいの視点を大切に、地域住民や地域活動団体、関係機関、社会福祉法人等との分野を超えたネットワークを築きながら、つながり支えあう地域づくりを推進していきます。また、多様化、複雑化する生活課題と向き合い、まるごと認め支えあう仕組みを構築し、権利擁護の視点を持って個々の地域生活を支援していきます。

第5次地域福祉活動計画の体系図

理念

ひとりの不幸も見逃さない
～つながりのある地域をつくる～

視点

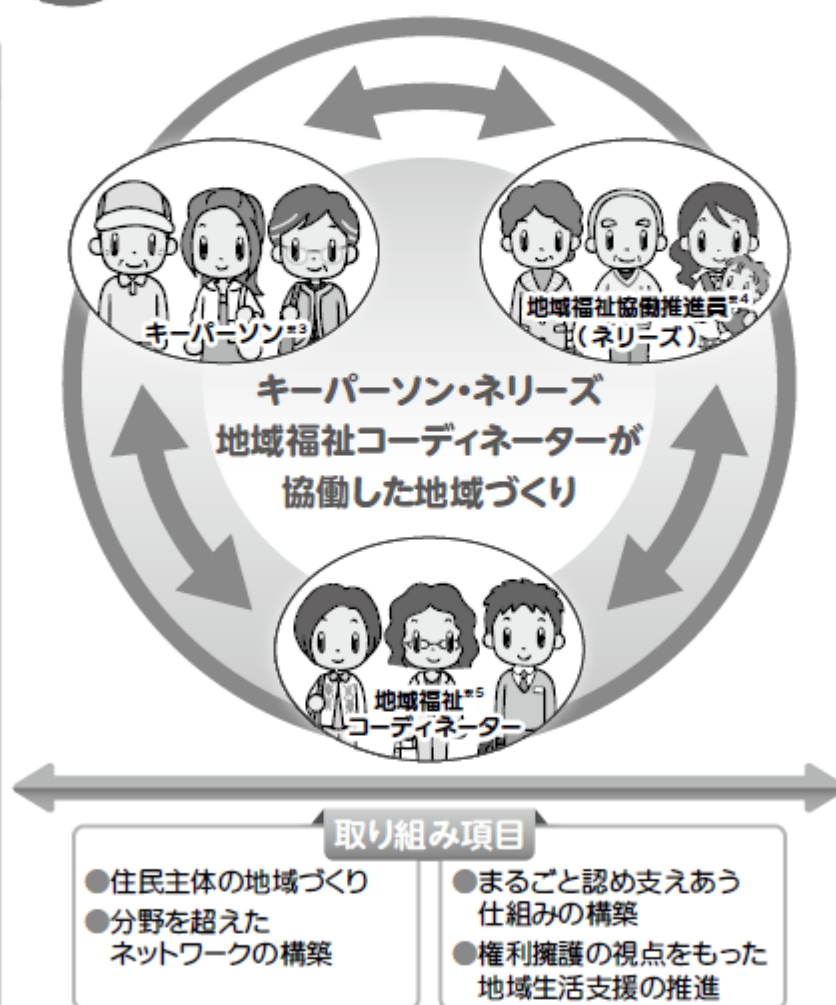
一人ひとりの気づき、
お互いの育ちあいを大切にする

柱1

つながり支えあう地域をつくる

柱2

それぞれの生き方を支えあう

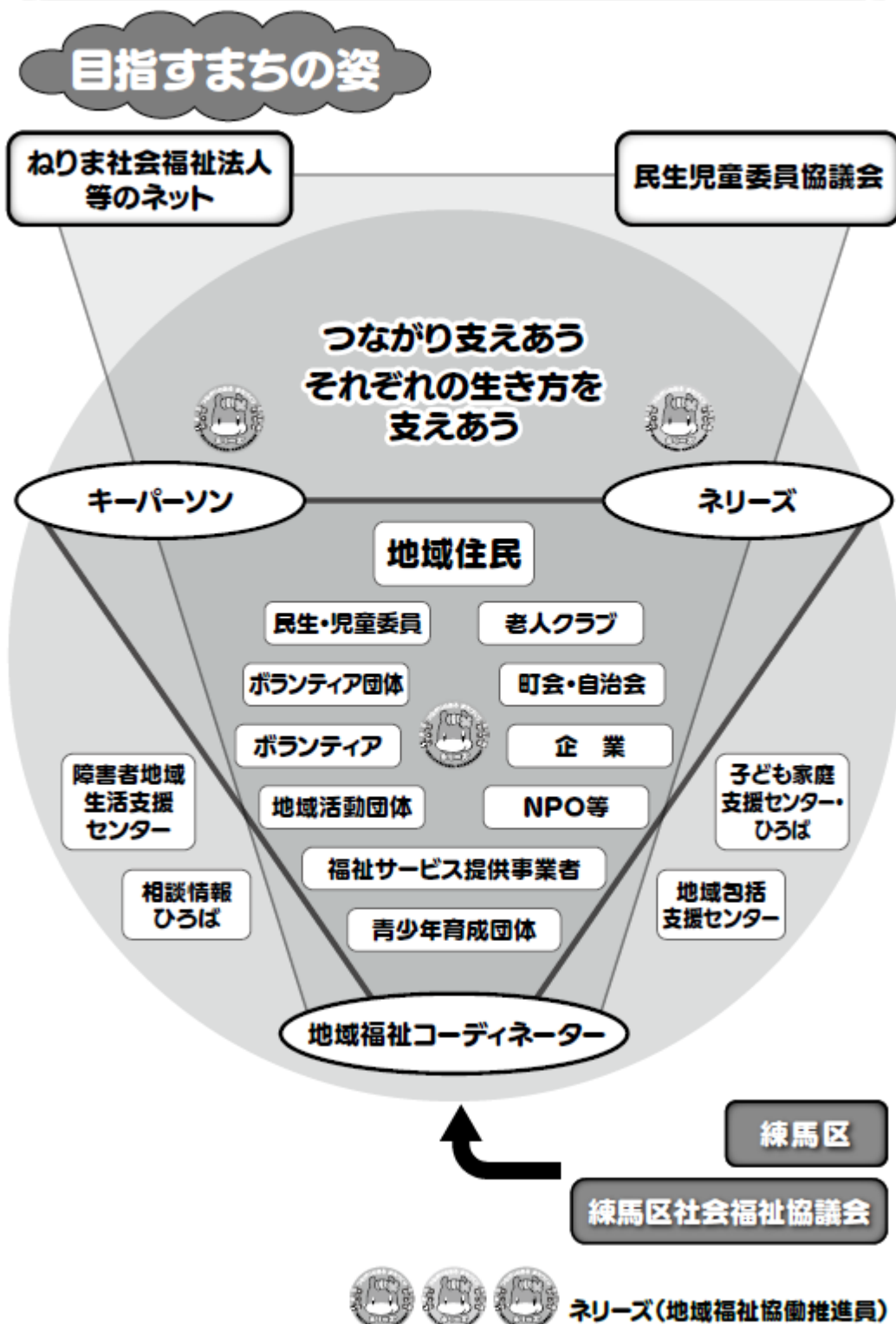


※3 地域の個別の課題に気づき、何とかしたいと考え、解決につなげようとする地域のみなさん

※4 日々の暮らしの中で、近隣の方たちとつながっていくことで、ゆるやかに見守り合い、誰にとっても暮らしやすい地域づくりを目指している地域のみなさん

※5 住民や団体、関係機関と情報交換や連携し、住民の支えあいを広げ、住民のみなさんが活躍できるようにお手伝いをする「地域のつなぎ役」である社協の職員

《 第5次地域福祉活動計画「目指すまちの姿」イメージ図 》



3 計画期間

経営計画の計画期間は令和 2 年（2020）年度～令和 6 年（2024）年度の 5 年間とします。

なお、計画策定後は、年度ごとに計画の取組状況の点検・評価を行い、次期計画に反映します。

4 経営方針

(1) 事業分野

○ 課題

住民同士のつながりの希薄化など社会状況が大きく変化する中で、地域に暮らす人の生活課題は多様化、複雑化しており、社会的孤立、社会的排除に起因する様々な社会問題も深刻化しています。多様化、複雑化する生活課題と向き合い、一人ひとりが地域で安心して暮らせるよう、地域住民をはじめ地域活動団体、関係機関、社会福祉法人等のネットワークが地域を網の目のように包みながら、多様性や個別性を受け止め個々の地域生活を支援していくことが必要です。

○取組の方向性

第5次地域福祉活動計画における計画の柱である「つながり支えあう地域をつくる」と「それぞれの生き方を支えあう」の両面から課題に対応していきます。

柱1の「つながり支えあう地域をつくる」では、生活課題を抱える人や地域住民の様々なSOSを早期にキャッチする場や人材を地域に増やし、地域住民等とともに早期に相談につながる地域づくりを進めます。

柱2の「それぞれの生き方を支えあう」では、相談支援を行うに当たっては、生活課題の全体をまるごと受け止め、分析し、適切な専門サービスを活用するほか、多様化、複雑化する課題に対しては、関係機関同士がこれまで以上に連携を深め、福祉サービスや支援者のネットワークを調整し、相談者の地域生活を包括的に支援します。

(2) 財務分野

○ 課題

練馬区社協の財源の9割は、練馬区からの補助金と委託費です。練馬区社協が練馬区と連携しながらも自律的に事業を展開するためには、会費、寄付金をはじめとする自主財源を確保していく必要があります。練馬区社協の活動に賛同する会員（個人・団体）からいただく会費は減少傾向にあり、特に個人の会員・会費は20年間で半減しています。また、寄付金はその性格上、年度ごとに大きく増減します。自主財源を継続的に確保することが必要です。

○取組の方向性

会員・会費については、広報活動や第5次地域福祉活動計画の取り組みを通じて、練馬区社協への理解と信頼を増進し、現在の会員の継続加入を維持するとともに、新規会員の獲得を目指します。寄付金については、具体的な事業ごとに寄付を募るクラウドファンディングなどの手法の研究を進めるとともに、

社会福祉士等を目指す学生に実習の場を提供するなど練馬区社協の専門性を財源の確保に活用していきます。

(3) 組織等分野

○ 課題

練馬区社協は、社会福祉士や精神保健福祉士などの国家資格を有する職員が多く従事している、福祉の専門職集団です。練馬区社協の活動は職員一人ひとりの相談支援力を基礎としており、人材育成の取り組みの充実は重要な課題です。また、少子高齢化の進展などにより、社会的に福祉ニーズが高まる中、福祉職の人材確保が大きな課題となっています。継続的に職場環境を整えとともに処遇改善に取り組むことが必要です。

練馬区社協が地域福祉を推進する団体として、練馬区との連携の下で期待される役割を果たし、自律的な事業展開を行っていくためには、組織運営に関わるマネジメント力の向上を図る必要があります。

災害時等の有事の際にも、地域の生活課題への支援を的確に行えるよう備えておく必要があります。

○ 取組の方向性

人材育成方針を改定し、研修体系の改善、人事評価制度の見直し等を進めるとともに国家資格取得への支援の充実を図ります。職員の処遇改善とワークライフバランスの実現に取り組み、福祉職から選ばれる練馬区社協を目指します。組織運営に関わるマネジメント層の計画的な育成と配置を行い、マネジメント力の強化を図ります。

災害時の業務継続計画（BCP）に基づく訓練を毎年度実施し、継続的に計画の検証と見直しを行います。

5 重点的取組

事業分野

柱1：つながり支えあう地域をつくる

- ① 地域福祉相談(ボランティア・市民活動相談)
- ② 「ネリーズ」運動
- ③ 地域福祉コーディネーターとネリーズによる小地域福祉活動の展開
- ④ 災害に備えた地域の関係づくり
- ⑤ 社会福祉法人等のネット

柱2：それぞれの生き方を支えあう

- ① 権利擁護センター事業
- ② 障害者就労支援センター事業
- ③ リ・スタート事業
- ④ 生活困窮者への対応

財務分野

- ① 会員・会費、寄付の募集
- ② 実習生の受け入れ

組織等分野

- ① 職員の育成
- ② 災害時の業務継続計画(BCP)の確立

(1) 取組内容

事業分野

柱Ⅰ：つながり支えあう地域をつくる

重点的取組

①地域福祉相談(ボランティア・市民活動相談)

指標Ⅰ

取組のあらまし

ボランティア・地域福祉推進センター(練馬・光が丘・関町・大泉)は、ボランティア・市民活動に関する相談のほか、多様な生活課題を包括的に受け止める相談窓口であり、相談内容に応じて社協内の各部署、関係機関等と連携し相談者等への支援を行っている。

課題

- ボランティア・地域福祉推進センターが多様な生活課題を受け止める窓口であることを、民生・児童委員をはじめ地域住民等に知っていただく必要がある。
- 地域のSOSを積極的にキャッチするため、窓口相談だけでなく地域に出向いて相談を受ける機会を増やしていく必要がある。

方向性

- ボランティア・地域福祉推進センターに配置している地域福祉コーディネーターが区内を20地区に分けて組織されている民生児童委員協議会に参加するほか、積極的に地域に出向き地域活動に関わる地域住民等との信頼関係を強化する。
- 現在、練馬・光が丘・関町・大泉の4つの拠点を、常勤10名、非常勤7名で運営している。地域に出向いて活動できるよう一層の体制の充実を図る。

光が丘ボランティア・地域福祉推進コーナーでの取り組み

光が丘地区にも多くの外国籍の人が生活しており、光が丘ボランティア・地域福祉推進コーナーには様々な相談が寄せられています。

言葉や文字、子どもの学校の相談などには、日本語教室や学習支援の団体紹介などを行っています。教室などに通う中で言葉以外の生活の困りごとについて知り、相談機関につなげることもあります。相談者が長く光が丘に在住する中で、「自分も助かったから」と教室などの手伝いとして参加されるなど、地域の一員として取り組むボランティア活動などにもつながっています。



重点的取組

②「ネリーズ」運動

指標 2

取組のあらまし

練馬区社協では「日々の暮らしの中で、近隣の方たちとつながっていくことで、ゆるやかに見守りあい、誰にとっても暮らしやすい地域づくりをめざしている地域住民」をネリーズ（地域福祉協働推進員）と位置づけ登録を勧奨している。特別な役割を課すことなく、地域福祉活動へのハードルを下げることによって、幅広く地域福祉活動への参加をよびかける取組である。

課題

- ネリーズ登録者がそれぞれのニーズやライフスタイルに応じて可能な活動ができるよう、支援していく必要がある。
- 暮らしやすい地域づくりに貢献したいというネリーズ登録者の熱意や行動を広く発信できるよう工夫する必要がある。

方向性

- 「ネリーズ」運動は地域福祉に関心のある方の受け皿の一つとして機能しており、目標登録者数を設定し、ネリーズ登録の勧奨を継続する。
- ネリーズ登録者に向け、引き続きネリーズ通信を発行するとともに、練馬・光が丘・石神井・大泉の4地区でネリーズ懇談会などを実施し、ネリーズ同士の交流や地域活動の場と情報の提供等に取り組む。
- フェイスブックなどのSNSを活用した地域のコミュニケーションの仕組みをつくり、ネリーズ同士の交流の活性化や新たなネリーズ登録者の獲得を図り、住民主体の地域づくりを推進する。

重点的取組

③地域福祉コーディネーターとネリーズによる小地域福祉活動の展開

取組のあらまし

地域福祉コーディネーターが地域に出向き、ネリーズを含む地域活動に取り組む住民や団体と顔の見える関係をつくりながら、住民が主体的に地域課題を解決できるように支援し、地域づくりを進めている。

課題

小地域福祉活動の活性化のため、地域福祉コーディネーターと地域で活動している人材や団体とのネットワークをさらに広げるとともに、ネリーズ登録者をはじめ多様な地域人材を育成し、自発的な活動を促進していく必要がある。

方向性

- 地域で主体的に取り組まれている小地域福祉活動や地域活動団体の活動を支援するほか、町会・自治会や地域包括支援センター等と連携し地域の連絡会や会議体等に参加するなど、ネットワークの拡充と強化を図る。
- 「ボランティア講座」や「ボラセンゼミ」などの人材育成事業を推進する。また、ネリーズ登録者のほか、練馬区の地域人材育成事業（高齢者支えあいサポーター育成研修、つながるカレッジ練馬など）と連携し、地域人材を地域活動の場につなげ、地域団体の活動と住民主体の地域福祉活動の活性化をめざす。

子育てサポートネットSTS

子育てに対する不安やイライラなど、「母親であることに自信が持てない」「どのような子育てをすればいいのか」など、育児にマイナス感情を持つ母親が多くいることを知った関町ボランティア・地域福祉推進コーナーが、子ども関係の機関や主任児童委員などに声をかけ、安心して子育てができる地域を目指してネットワークを作ったのが「子育てサポートネットSTS」です。

それぞれの機関が感じている地域の課題や、子育て中の母親や父親の声やアンケートから挙がった課題を共有し、それらの問題を解決するために地域で助け合う仕組みをつくり応援するためのイベントや講演会などを行っています。



重点的取組

④災害に備えた地域の関係づくり

取組のあらまし

練馬区社協は練馬区との協定に基づき、災害発生時に「練馬区災害ボランティアセンター」の運営を担う。センターの円滑な運営と災害に強い地域づくりをめざし、「災害への備え」を切り口とした地域の関係づくりを主眼においた訓練や講座を実施している。

課題

- 災害発生時に設置する「練馬区災害ボランティアセンター」の円滑な運営に向けて、練馬区社協、練馬区ほか関係機関の職員のスキル向上と避難拠点運営連絡会など防災活動を担う地域の関係者等との連携の向上の両面から訓練等に取り組んでいく必要がある。
- 災害時の生活課題を練馬区や練馬区社協等の支援機関や災害ボランティアセンターにつなげるなど地域との懸け橋になれる地域住民を増やしていく必要がある。

方向性

- 練馬区社協をはじめ関係機関職員のスキル向上のための訓練と、地域の関係者の参加を得て実施する訓練に分け、災害ボランティアセンター立ち上げ・運営訓練を二本立てで実施してきた。今後も訓練結果を点検し、運営マニュアルに反映するほか、実践的な訓練となるよう取り組む。
- 練馬区危機管理室や地域活動団体とも連携し、災害ボランティアコーディネーター入門講座やシンポジウム等を開催するほか、情報交流会を設けることで講座卒業生等が自主的な地域活動を継続できるよう支援する。

日頃のつながりが地域をつくる！～災害シンポジウム～

2019年は区内の避難拠点運営連絡会の取り組み、子育て中の親の意見、障害当事者からの意見など具体的な取り組みを話してもらい、考えるきっかけとしています。



重点的取組

⑤社会福祉法人等のネット

取組のあらまし

地域における公益的な取り組みを社会福祉法人の責務とする社会福祉法の改正(平成29年4月1日施行)を踏まえ、練馬区社協では平成27年度に区内社会福祉法人(66法人)による「ねりま社会福祉法人等のネット」を立ち上げ、高齢者・児童(保育)・障害などの分野を超えて、地域でネットワークを組んで地域貢献活動に取り組むこととした。全体会のほか練馬・光が丘・石神井・大泉の各地区に連絡会を設置し、地区ごとに民生児童委員協議会等とも連携し、特色ある活動がスタートしている。

課題

生活課題を抱える方の早期発見と包括的支援に結び付けられるよう、社会福祉法人間、または社会福祉法人と民生・児童委員との相互理解と連携強化が求められている。

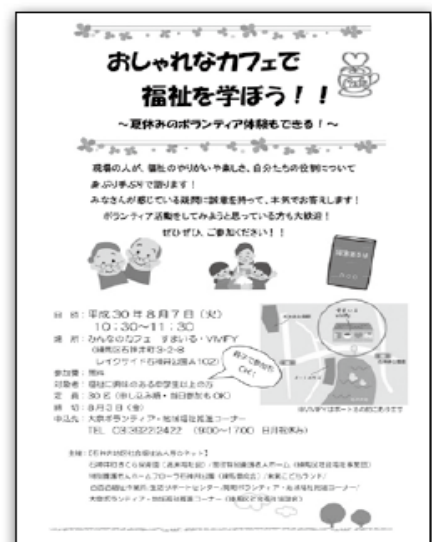
方向性

- 社会福祉法人等のネットの全体会、地区連絡会の活動を支援し、自主的な特色ある地域貢献活動の展開を促進する。地域貢献活動の展開に当たっては、民生児童委員協議会との情報交換の場を設けるなど、民生・児童委員活動との連携を図る。
- 大泉地区連絡会において取り組んできた、法人連携による就労体験事業(直ちに一般就労することが困難な方に就労体験の場を提供し、体験を通して生活課題の解決をめざす事業)を全区展開し、包括的支援に資する社会資源の創出をめざす。

ねりま社会福祉法人等のネット

福祉人材育成を目的にできることを検討し、高齢や保育、障害など様々な分野の法人が集まっている強みを活かし、施設の垣根を越えて職員が仕事の楽しさややりがいを伝える「お茶をしながら福祉を学ぼう!!」を企画・開催しました。

将来の福祉人材となり得る中高生を主な対象にして、地域の施設で気軽に広く福祉を学ぶ機会となりました。そして、その後は興味を持った施設のボランティア活動にもつながっています。



事業分野

柱2：それぞれの生き方を支えあう

重点的取組

①権利擁護センター事業

指標 4

取組のあらまし

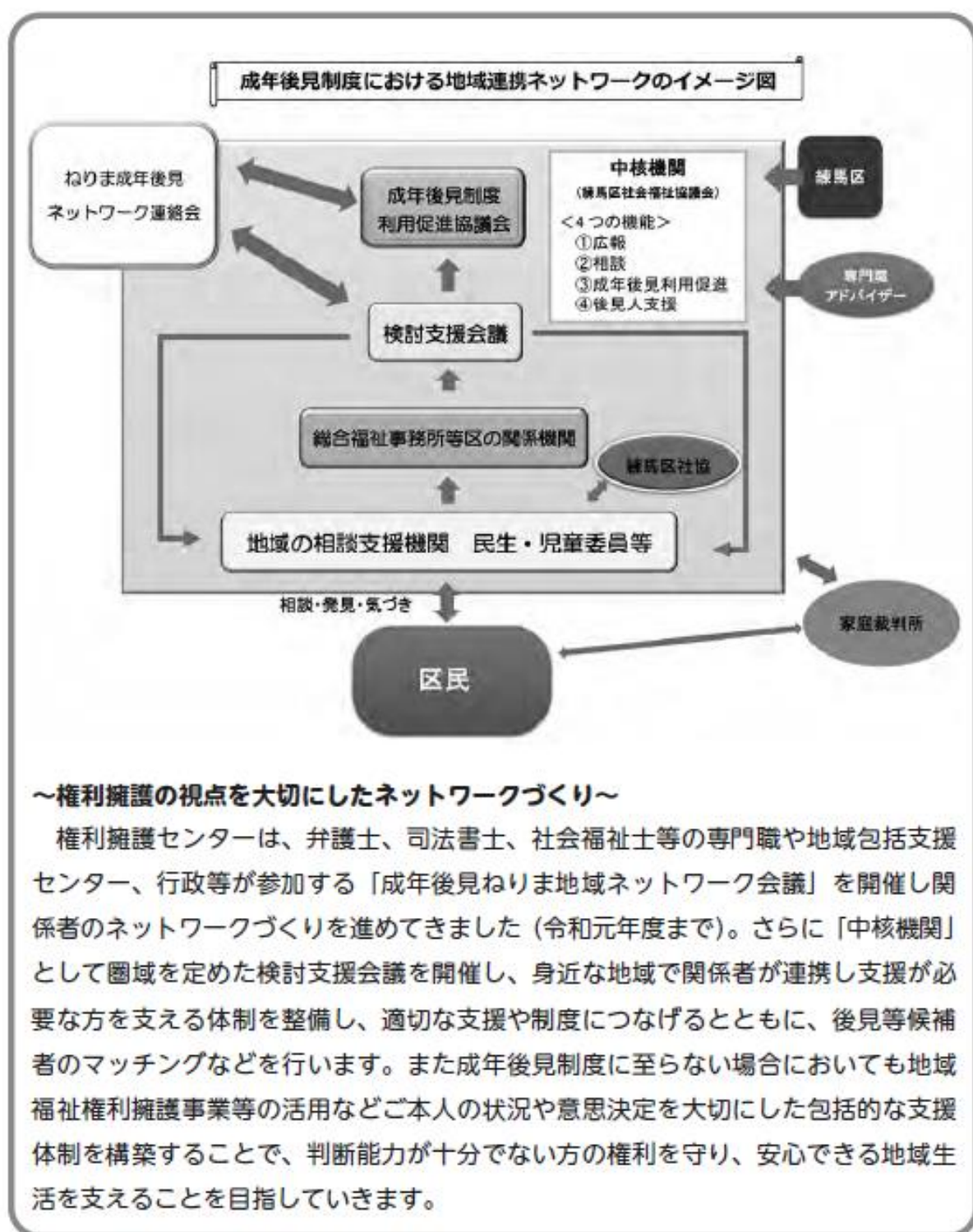
- 高齢や障害等のため支援を必要とする方に、財産保全・手続き代行、地域福祉権利擁護事業等によるサービスを提供するとともに、判断能力低下に伴い必要となる成年後見制度の利用を支援する。
- 練馬区における成年後見制度の推進機関として制度利用に関わる相談に応じ、弁護士等の専門職や練馬区の関係機関等とのネットワーク会議や市民後見人の養成等を実施している。

課題

- 高齢社会の進展など社会状況の変化に伴い、成年後見制度の利用が必要な方の増加が見込まれる。練馬区社協は成年後見制度利用促進法（平成28年5月）を踏まえ、練馬区における成年後見制度の利用を促進するための中核機関の機能を担い、支援が必要な方を早期に発見し速やかに支援に結びつけるため、関係者による連携体制を強化し、適切な後見人が選任される仕組みづくりに取り組むことが期待されている。
- 現在、後見人の主たる担い手は弁護士等の専門職である。財産の保護と身上保護の両面から適切な後見人が選任されるよう、市民後見人の育成や法人後見の実施など後見人の担い手の多様化が必要である。

方向性

- 高齢者や障害者が安心して自分らしい生活ができるよう、財産保全サービス、地域福祉権利擁護事業、成年後見制度などその方の暮らしや判断能力など心身の状況の変化に応じた切れ目のない支援を提供していく。
- 成年後見制度利用促進法に基づく練馬区の中核機関として、関係者の連携体制を整備し、区民向けおよび関係機関向けの相談体制を強化するとともに、関係機関と専門職などによる検討支援会議を開催し、支援を必要とする方を成年後見制度の利用等適切な支援に結びつけるほか、その方の生活課題に応じた後見人候補者のマッチングなどを行う。
- 練馬区社協として新たに法人後見を実施するとともに、引き続き市民後見人を育成し、後見人候補者の多様化に取り組む。



重点的取組

②障害者就労支援センター事業

指標 3

取組のあらまし

就労意欲のある障害者の就職活動を支援する。就労した障害者が安心して働き続けられるよう、就労や生活に対する相談に応じるとともに就労先の企業へ訪問、助言等を行う。区内企業等に障害者雇用についての情報提供等を行い、障害者雇用を促進する。

課題

- 障害者の法定雇用率の引き上げ等に伴い、就労する障害者が増加しており、安心して働き続けることができるよう、適切な就職および定着支援を実施していくことが求められている。
- 様々な生活課題により、一般就労が困難な方を支援するため、就労体験の場の拡充など働き方の多様化を進める必要がある。

方向性

- 各部署と連携して生活と就労の一体化した支援に取り組むことで、障害のある人が希望する生活や働き方に向けた支援を行っていく。
- 就労した障害者が働き続けることができるよう、障害者就労支援センターの支援員の増員や支援力向上に取り組むほか、生活環境の変化に影響を受けやすい就労開始直後の時期に重点的に支援を行う体制を整える。
- 社会福祉法人等のネットで展開していく就労体験事業の活用や障害者就労支援センターが事務局を担う区内の福祉作業所の共同受注事業などにおいて、農家との連携（農福連携）による新たな受注作業を開拓するなど、新たな就労の場の確保を図る。

重点的取組

③リ・スタート事業

取組のあらまし

様々な理由により退職した障害者で再就職に向けて生活面と就労面での支援を必要とする方に、社会生活の見直し等を行い就労等に向けた再スタートを支援する。練馬区社協と公益財団法人練馬区障害者就労促進協会の統合を機に平成 29 年度に試行、平成 30 年度から各部署の職員によりリ・スタート委員会を組織し事業を開始した。

課題

- これまでの取り組みを踏まえ、リ・スタート事業の対象者を明確化し、支援体制を整理する。
- 支援対象者が主体的に生活課題に取り組めるように、再就職に至る前の段階的な目標と行動計画を設定していく。
- リ・スタート委員会が事業を所管し支援対象者へのケースワークを行う形式で実施してきたが、各部署による連携支援の確保などの観点から、適切な実施方法と実施体制を検討する必要がある。

方向性

平成 30 年度に発足したリ・スタート委員会の成果を令和 2 年度にまとめ、令和 3 年度からリ・スタート事業として展開できる体制を整備する。委員会で作成した「プランシート」により、生活・就労両面の目標および行動計画を設定し、その進捗を対象者と確認するとともに、関係する支援機関である障害者地域生活支援センター、障害者就労支援センターをはじめ、各部署においても共有し、連携して生活・就労両面から支援していく。対象者の生活課題に対し、連携支援によりアプローチし対象者の自己実現をめざす。

重点的取組

④生活困窮者への対応

取組のあらまし

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援、住居確保給付金に関する相談支援、家計改善支援を実施している。また、低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯に対し、世帯の生活安定と経済的な自立を図ることを目的に各種生活福祉資金の貸付と相談支援を実施している。

※新型コロナウイルス感染症の流行に伴い収入減となった世帯を支援するため、令和2年3月以降急増した住居確保給付金に関わる相談、生活福祉資金特例貸付に関わる相談に対応してきた。

実績：（令和2年3月～9月）

住居確保給付金支給実績：2,798件

生活福祉資金特例貸付実績：11,597件

課題

○区民の生活課題は多様化、複雑化しており、生活課題を抱える世帯が社会的に孤立しないよう、練馬区から受託し練馬区社協が運営している生活困窮者の相談窓口である生活サポートセンターは、介護、障害、子育て支援の相談機関等とさらに緊密に連携し支援していく必要がある。

○練馬区地域福祉計画では、生活サポートセンターについて、現在の練馬庁舎内のほかに窓口の増設を検討するとしており、この方針を踏まえ、生活サポートセンターが生活課題を抱える方にとって身近な窓口となるよう取り組む必要がある。

方向性

○生活サポートセンターは、社会情勢の変化に柔軟に対応するとともに、複合的な生活課題をワンストップで受けとめ、相談者とともに課題の整理を行い、一人ひとりの生活課題に寄り添った支援を提供していく。複合的な課題に対しては、支援プランを調整する練馬総合福祉事務所のコーディネーターに協力し、分野を超えた多機関協働を推進していく。

○練馬区とともに生活サポートセンターの窓口増設について検討していく。

財務分野

重点的取組

①会員・会費、寄付の募集

指標 5

取組のあらまし

○練馬区社協の活動に賛同し、協力する意思のある個人や団体に練馬区社協の会員になってもらい、所定の会費を納めていただいている。令和元年度の実績は下記のとおりである。

区分	対象・年会費	件数	金額
正会員	個人 年 500 円以上	2,201 件	1,941,400 円
特別会員	個人 年 3,000 円以上	654 件	2,131,500 円
団体会員	町会・自治会、施設、団体等	260 件	4,617,330 円

○寄付は練馬区社協の活動に賛同する方から随時頂戴しており、令和元年度には高額の遺贈をいただいたため、寄付の金額が大きくなっている。

区分	件数	金額
一般寄付	220 件	52,537,796 円
ボランティア・地域福祉推進センター 寄付	25 件	276,317 円

○会員に収めていただく会費や寄付はボランティア活動の推進、成年後見制度等の利用促進、地域福祉活動の支援・啓発などに活用しており、練馬区社協の貴重な自主財源となっている。

○民生・児童委員の活動の中で会員・会費の募集を行っていただいているほか、練馬区社協の事業や広報紙を通じて会員・会費、寄付の募集を行っている。ご協力いただいている方には「会員のつどい」を開催するほか、広報紙などを通じて情報提供を行っている。

課題

○練馬区社協の会員・会費は会員数の 8 割、会費の 6 割が民生・児童委員扱いであるが、少子高齢化や地域のつながりの希薄化など社会状況の変化に伴い、会員の高齢化が進む一方で世代交代が困難な状況が生じており、個人会員が減少している。団体会員については 100 世帯以上の町会・自治会の 9 割がすでに会員であり、大幅な増加は見込めない。

○寄付については年度間の金額の差が大きく、安定した財源として見込むことが困難である。

方向性

- 民生・児童委員や町会・自治会に協力を引き続き要請し、現在の会員数の維持を図る。
- フェイスブックなどを活用した地域のコミュニケーションの仕組みをつくるなど広報活動を強化し、個人会員の獲得をめざす。
- 寄付については、具体的な事業ごとに寄付を募るクラウドファンディングなどの手法を研究する。

重点的取組

②実習生の受け入れ

指標 6

取組のあらまし

練馬区社協は福祉の専門職集団であることから、その専門性を活かして、福祉を学ぶ学生に社会福祉士等の国家資格取得に必要な実習の場を提供している。令和元年度の実績は下記のとおりである。

受入れ人数	実習受入収入
31 名	952,085 円

課題

- 社会福祉士等の国家資格取得に必要な実習の場を提供し、実習費収入を安定的な自主財源とする必要がある。
- 福祉系の大学・専門学校から実習先として選ばれ続けるように取り組んでいく必要がある。

方向性

実習説明会の開催などを通じて大学・専門学校との連携を深める。また、実習指導者講習会を修了する職員を増やし支援技術の向上を図るとともに、実習生の感想・意見を基に提供するプログラムの改定を重ね、実習先として選ばれ続けるように取り組む。

組織等分野

重点的取組

①職員の育成

指標 7

取組のあらまし

練馬区社協は地域住民とともに、分野を超えて地域の生活課題に取り組み、地域福祉を推進する団体である。この使命を果たすために、練馬区社協の職員は福祉の専門職としての相談支援力を身に着けることが必要とされており、人材育成方針に基づき、職員研修や育成面談、人事考課などの人事管理によって、人材の育成に取り組んでいる。また、職員に対し、社会福祉士や精神保健福祉士などの福祉の国家資格取得を奨励しており、資格取得に要する経費への助成制度を運用している。職員の国家資格取得状況は以下のとおりである。

※職員の国家資格取得状況（令和2年11月1日現在）

職員人数（常勤換算）※1 121名

国家資格取得数 ※2 154

平均資格数 1.2

※1 常勤換算職員数は常勤職員89名、非常勤職員40名（40名×0.8）の計

※2 国家資格は社会福祉士、精神保健福祉士、教員免許、介護福祉士、保育士、看護師、栄養士

課題

○練馬区社協は将来像の実現をめざし、地域福祉を推進できる人材の育成の強化を図る必要がある。

○練馬区社協は練馬区の外郭団体として、専門性を活かし、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業や介護保険法に基づく生活支援コーディネーター事業など区の事業を受託してきたほか、平成30年4月に公益財団法人練馬区障害者就労促進協会と統合し、組織の規模が拡大している。組織規模に応じたマネジメント力の向上が必要とされている。

方向性

○人材育成の取り組みをさらに推進するため、人材育成方針を改定し、研修体系の改善、人事考課制度の見直し等を行うほか、国家資格取得支援制度の充実を検討する。

○練馬区社協の組織規模の拡大に応じた効率的で効果的な組織の見直しを行うとともにマネジメントを担う職員の計画的な配置と育成を進め、マネジメント力の向上を図る。

重点的取組

②災害時の業務継続計画（ＢＣＰ）の確立のための訓練の実施

取組のあらまし

平成 23 年に練馬区社協として業務継続計画（ＢＣＰ）を策定している。策定後、毎年度訓練を実施し、計画の検証と見直しを実施している。

課題

練馬区社協は災害時において、練馬区と連携して、災害ボランティアセンターの設置・運営を担うほか、平常時に支援している方への状況確認と支援調整、災害による社会状況の変化に応じた地域の生活課題への支援に努めていく必要がある。業務継続計画（ＢＣＰ）を実効あるものとし、災害時に区民生活への支援が確実に提供できるよう備える必要がある。

方向性

練馬区社協内部に安全対策委員会を設置し、引き続き、毎年度災害発生を想定した訓練を実施し、業務継続計画（ＢＣＰ）の検証を行うとともに、検証結果に基づく見直しを行う。

(2) 指標

事業分野 第5次地域福祉活動計画

柱1：つながり支えあう地域をつくる

	指 標 名	現況（令和元年度）	目標（令和6年度）
指標1	ボランティア・地域福祉推進センター及び同コーナーの相談件数	12,126件	16,000件
指標2	地域福祉協働推進員（ネリーズ）の登録人数	676人	730人

事業分野 第5次地域福祉活動計画

柱2：それぞれの生き方を支えあう

	指 標 名	現況（令和元年度）	目標（令和6年度）
指標3	障害者就労支援における職場定着支援事業の利用者数	622人	775人
指標4	成年後見制度の利用促進（相談機能強化・後見人候補者等のマッチング、地域連携体制の構築、法人後見の実施）	体制整備	充実

財務分野

	指 標 名	現況（令和元年度）	目標（令和6年度）
指標5	個人会員数	2,855人	令和元年度維持
指標6	実習生の受け入れ	31人	42人

組織等分野

	指 標 名	現況（令和元年度）	目標（令和6年度）
指標7	職員一人当たりの国家資格取得数	1.20資格	1.30資格
指標8	災害時の業務継続計画（BCP）の確立のための訓練の実施	実施	充実

6 団体の基本情報

法人の基本情報																									
設立年月日	昭和 27 年 7 月 8 日																								
設立根拠	社会福祉法																								
設立目的 (定款 1 条)	社会福祉法に基づき、練馬区における社会福祉事業の健全な発達・社会福祉活動の活性化により、地域福祉の推進を図ること。																								
事業内容 (定款 2 条) (定款 4 2 条)	(社会福祉事業) 共同募金事業、ボランティアや市民活動の推進・支援、福祉サービスや成年後見制度の利用支援、生活困窮者自立支援事業、障害者の就労支援、等 (公益事業) 障害者福祉人材の育成、貸付事業、等 ※ 指定管理 福祉作業所、障害者地域生活支援センター																								
組織 (令和元年度)	議決機関 評議員会 説明 評議員 23 人 選任・解任 評議員選任解任委員会 5 人 選任・解任 執行機関 理事会 報告 理事 17 人 選定・解職 理事長 監査機関 監事 2 人 監査 説明 <table><tr><td>事務局 (人)</td><td>常勤 役員等</td><td>常勤 一般</td><td>契約 職員等</td><td>非常 勤等</td><td>計</td></tr><tr><td></td><td>1</td><td>88</td><td>1</td><td>107</td><td>193</td></tr></table><table><tr><td>会員 (人)</td><td>正会員</td><td>特別会員</td><td>個人計</td><td>団体会員</td><td>参考：会費</td></tr><tr><td></td><td>2, 201</td><td>654</td><td>2, 855</td><td>260</td><td>8, 690 千円</td></tr></table>	事務局 (人)	常勤 役員等	常勤 一般	契約 職員等	非常 勤等	計		1	88	1	107	193	会員 (人)	正会員	特別会員	個人計	団体会員	参考：会費		2, 201	654	2, 855	260	8, 690 千円
事務局 (人)	常勤 役員等	常勤 一般	契約 職員等	非常 勤等	計																				
	1	88	1	107	193																				
会員 (人)	正会員	特別会員	個人計	団体会員	参考：会費																				
	2, 201	654	2, 855	260	8, 690 千円																				
経営状況 (令和元年度)	基本金 300 万円 (区出資額なし) 令和元年度決算 経常収益 1, 022, 009 千円 うち区補助金 376, 769 千円 うち区委託料 118, 235 千円 経常費用 963, 018 千円 当期経常増減額 58, 991 千円 48.4%																								